

東京都福祉保健局

【診断書の様式が変わると従来の診断書は使用できなくなるのですか】

自立支援医療制度の更新手続きで、「重度かつ継続」を証明するためには、新様式の診断書が必要となるので、1月下旬以降は新様式の診断書を使用してください。

【診断書と意見書の違いはなんですか】

平成19年3月までの有効期間の方は、19年3月までのみなし更新と有効期間から1年の本則支給認定を行うこととなりますので、新様式の診断書が必要です。平成19年4月以降の有効期間をお持ちの方は、「重度かつ継続」を申請する場合のみ意見書が必要となり、診断書は必要ありません（資料2参照）。

【自立支援医療制度に移行すると、対象となる疾病の範囲は狭くなるのですか】

自立支援医療制度の対象となる疾病範囲については、現在の公費負担医療制度と同じです。ただし、高所得世帯で「重度かつ継続」に該当しない方は、自立支援医療制度の対象外となります。

【「重度かつ継続」の疾病に該当する人しか自立支援医療制度の対象にならないのですか】

「重度かつ継続」に該当しない方についても、自立支援医療制度の対象となります。「重度かつ継続」に該当する方は、所得区分によって月額負担上限額が設定されます。

【月額負担上限額はどのように管理するのですか】

月額負担上限額が設定された方は、医療受給者証と月額負担上限額管理票を医療機関、薬局等に提示して、月額負担上限額に達するまで、医療機関等が受診、処方ごとに医療費の自己負担分の金額（10%）及び名称を記入し、押印していただきます。月額負担上限額を越える自己負担分は全て公費負担となります。

【有効期間の始期は変わるのですか】

現在の有効期間の始期は、区市町村長が申請を受理した日からですが、18年4月からの自立支援医療制度においては、都知事の支給決定日からとなります。ただし、18年3月31日までに更新の手続きをされた場合には、有効期間は継続します。

【都の医療費助成制度はどうなりますか】

医療費助成制度については、住民税非課税世帯について検討中です。

【診療報酬明細書の記入方法はどうなりますか】

現在、社会保険診療報酬支払基金において検討中です。

【医療機関が指定制になるとどのような手続きが必要ですか】

18年3月までの更新時に本人が申請した医療機関等は、みなし指定医療機関となり、18年4月から19年3月までの間に本指定の手続きをとっていただくこととなります。

《お問い合わせ》

東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健福祉課精神保健係

電話 03(5320)4466

東京都立中部総合精神保健福祉センター広報援助課

電話 03(3302)7851